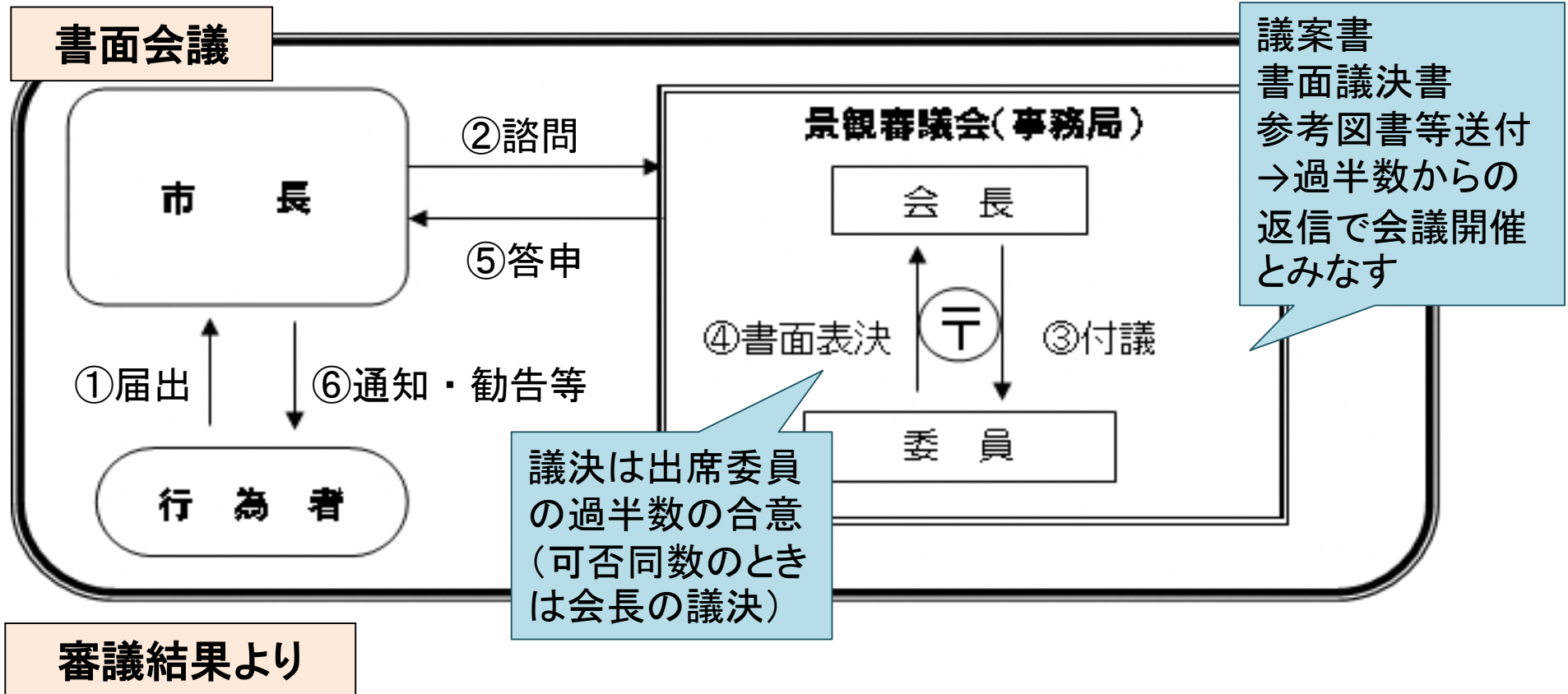


《報告1》

書面会議の実施結果について

（景観影響調査に対する意見）

書面会議の運用



審議結果より

- ・対象案件について、**市と会長で事前に協議**し、会長の判断で委員を招集するか書面会議かを決定する。
- ・次の各号全部に該当するものを、書面議決の対象とする。
 - (1) 議事内容が良好な景観形成の根幹に関わるような重要なものでないこと。
 - (2) 書面により議案の内容が明確に理解できること。
 - (3) 30日以内に採決を必要とする事項であること。
 - (4) **従前に審議したものと同様の案件であること。**
- ・書面会議の内容は次回の審議会にて報告する。
- ・書面表決は一議案毎に、**賛成、反対または判断保留**を明らかにするように実施する。

景観影響調査案件(1) KDDI株式会社

1 対象行為の場所

草津市川原町字兵庫123番1

田園ゾーン

2 対象行為の種類

工作物の増築

(携帯電話用無線基地局の増設)

3 対象行為の規模等について

(1) 最後部の高さ 31.0m

(アンテナ増設位置は28.0m、22.0m)

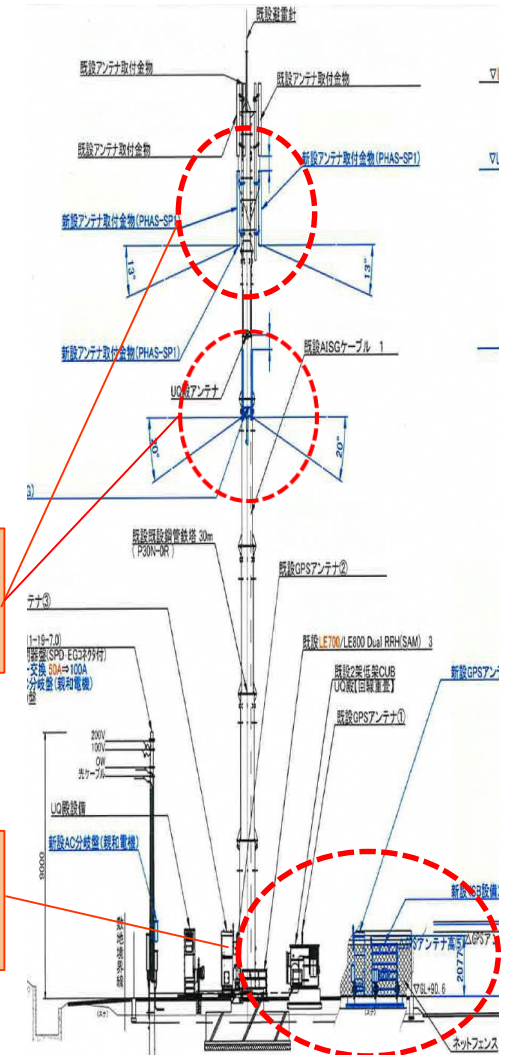
(2) 行為の概要 既存電柱へのアンテナの増設



行為の場所

高さ: 28.0m、22.0m
アンテナを増設

高さ: 2.453m
機器を増設
(届出不要規模)



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。

(令和4年2月15日発送⇒回答期限令和4年2月28日)

期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する主な意見

- ・景観影響は少ないと判断致しました。
- ・共同アンテナの提案をして、今後工作物を削減してほしい。
⇒窓口にて計画の相談があった際などに提案させていただきます。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする

景観影響調査案件(2) 株式会社NTTドコモ

1 対象行為の場所

草津市上笠一丁目字坊ノ後670番1

2 対象行為の種類

工作物の改築

(携帯電話用無線基地局の設置)

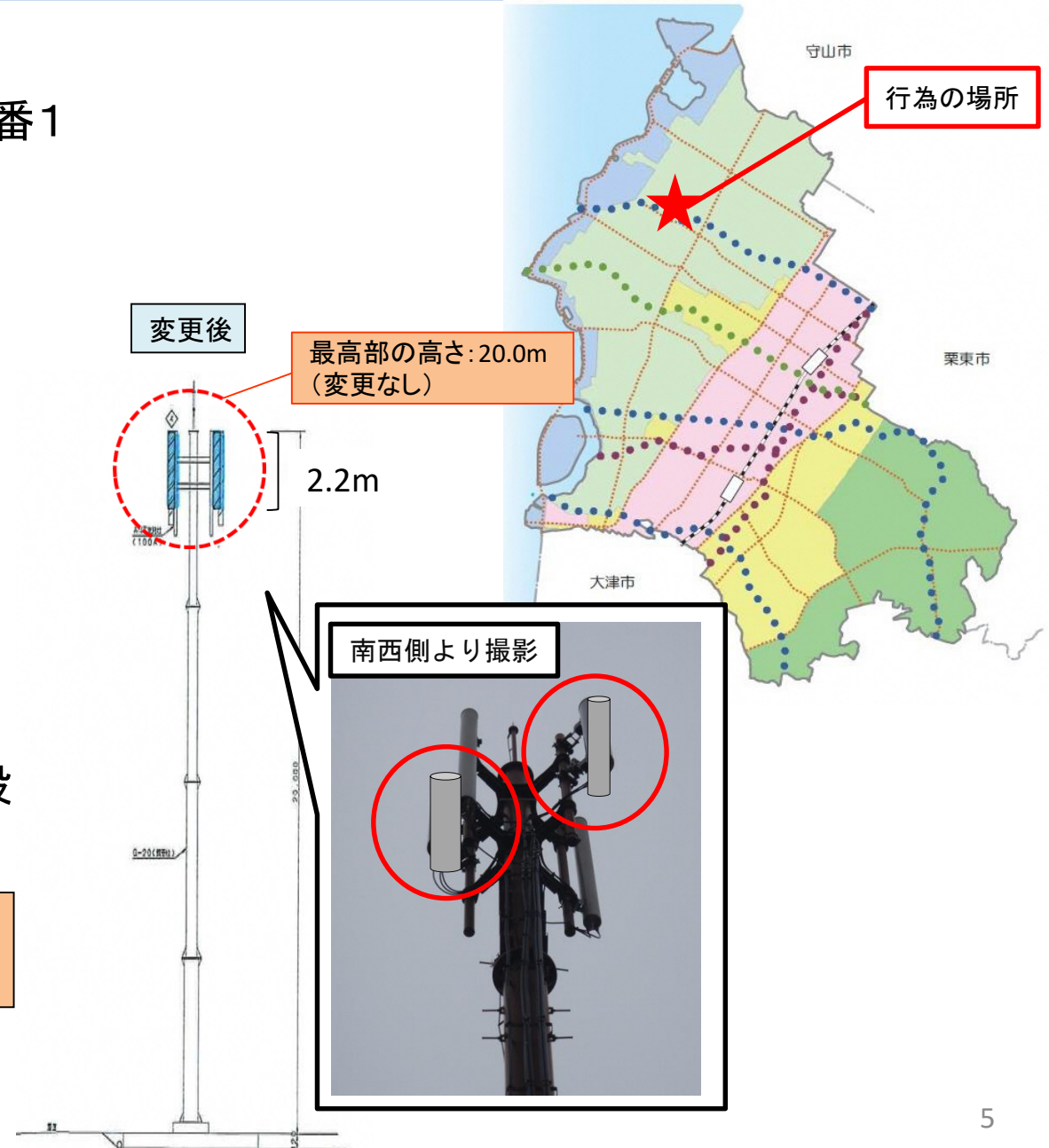
3 対象行為の規模等について

(1) 最高部の高さ 20.0m

(2) 行為の概要

既存電柱のアンテナの改設

既存携帯基地局のアンテナの交換
(1.56mのものを2.2mに交換)



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。

(令和4年2月15日発送⇒回答期限令和4年2月28日)

期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する主な意見

- ・原案として示された評価に問題はないと認めます。
- ・従来の景観を損なうものではないと判断いたします。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。

景観影響調査案件(3) KDDI株式会社

1 対象行為の場所

草津市下笠町下出浦4026番

田園ゾーン

2 対象行為の種類

工作物の増築

(携帯電話用無線アンテナの設置)

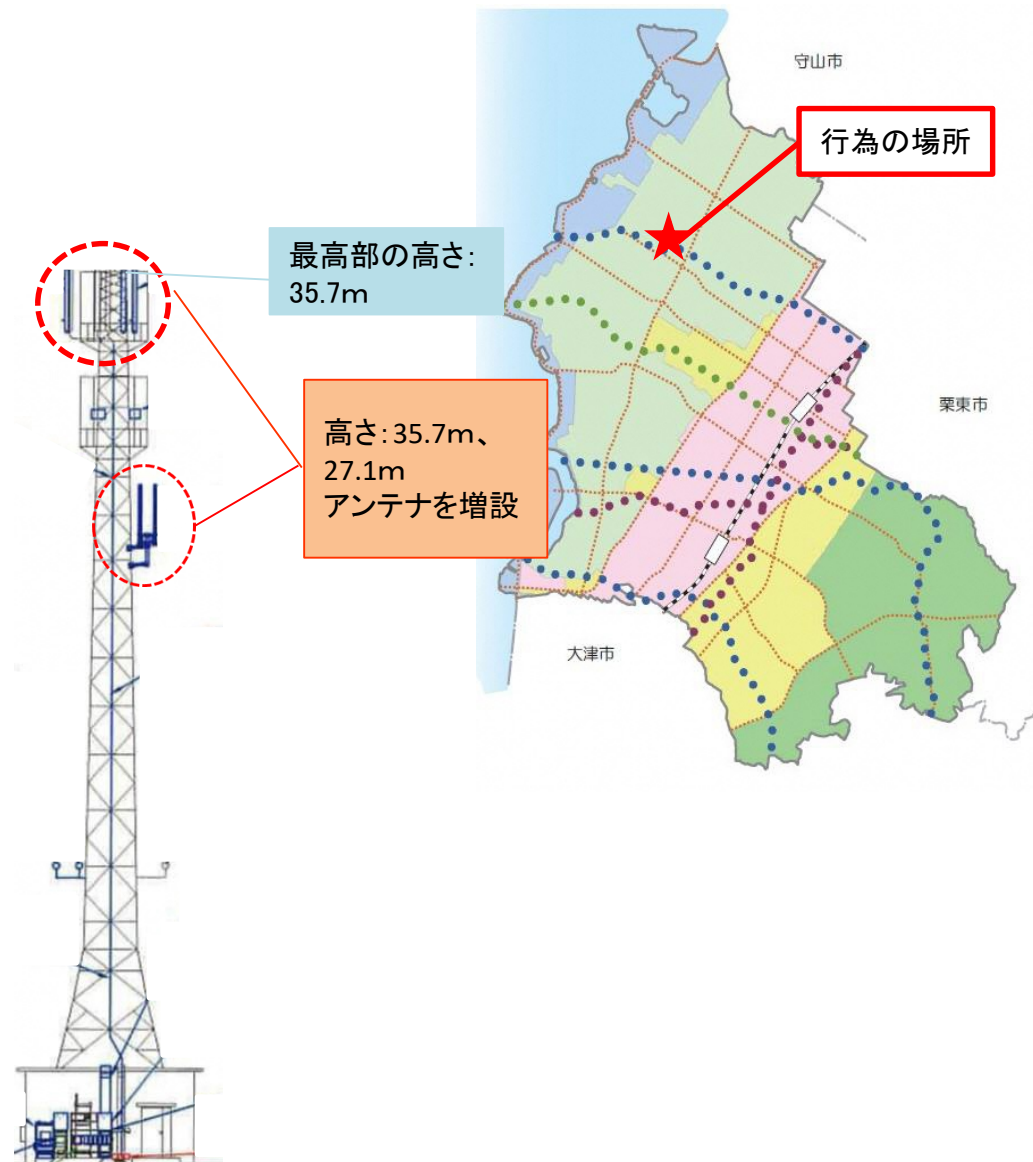
3 対象行為の規模等について

(1) 最高部の高さ 35.70m

(アンテナ増設位置は
27.1m、35.7m)

(2) 行為の概要

既存鉄塔へのアンテナの増設



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(5月2日発送⇒回答期限5月20日)

期日内に委員14名からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員14名が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	14	0	0	14

◆議事に関する主な意見

既存の設備への増設であり、特に景観上、問題が発生すると考えられないので、賛成する。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。

景観影響調査案件(4) KDDI株式会社

1 対象行為の場所

草津市北山田町字新若宮2202番2

田園ゾーン

2 対象行為の種類

工作物の増築

(携帯電話用無線基地局の設置)

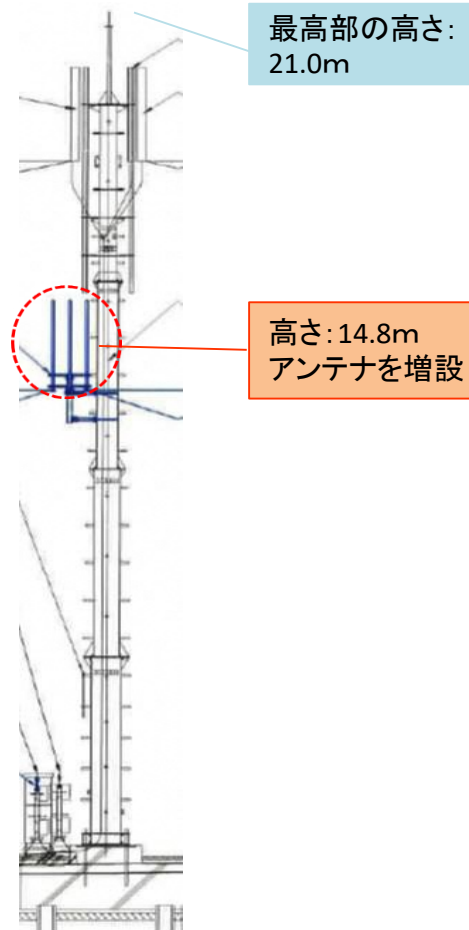
3 対象行為の規模等について

(1) 最後部の高さ 21.0m

(アンテナ増設位置は14.8m)

(2) 行為の概要

既設電柱へのアンテナ増設



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(5月2日発送⇒回答期限5月20日)

期日内に委員14名からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員14名が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	14	0	0	14

◆議事に関する意見

- ①公益上必要と認められること
- ②増設位置が基準の高さ程度であること

上記により、景観影響は無いものと判断出来る為、賛成します。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。

景観影響調査案件(5) 株式会社NTTドコモ

1 対象行為の場所

草津市志那中町15番1

田園ゾーン

2 対象行為の種類

工作物の増築

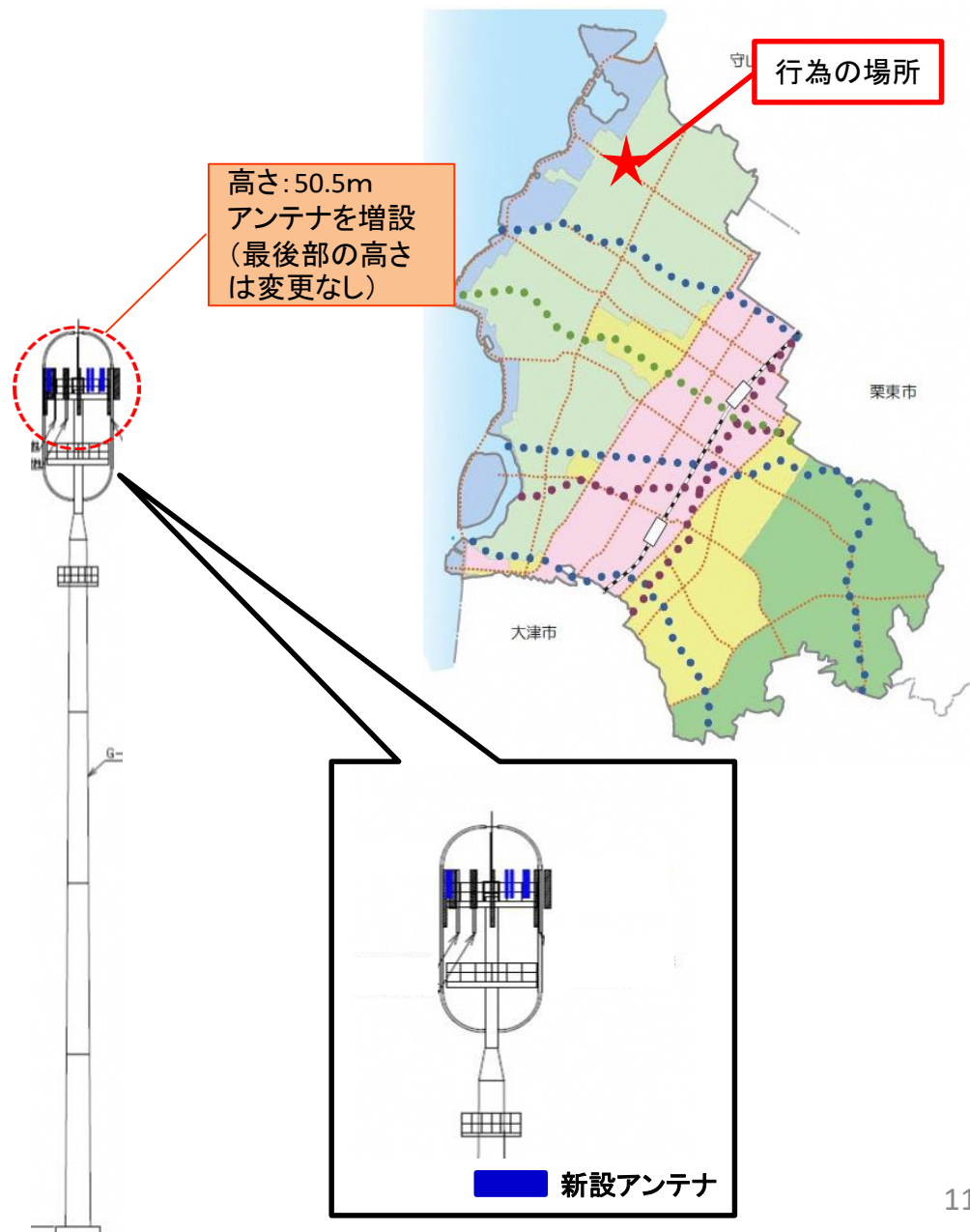
(携帯電話用無線基地局の設置)

3 対象行為の規模等について

(1) 最後部の高さ 50.5m

(2) 行為の概要

既設電柱へのアンテナ増設



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(5月2日発送⇒回答期限5月20日)

期日内に委員14名からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員14名が会議に出席したものとす。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	14	0	0	14

◆議事に関する意見

景観に多大な影響はないと判断します。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。

景観影響調査案件(6) ソフトバンク株式会社

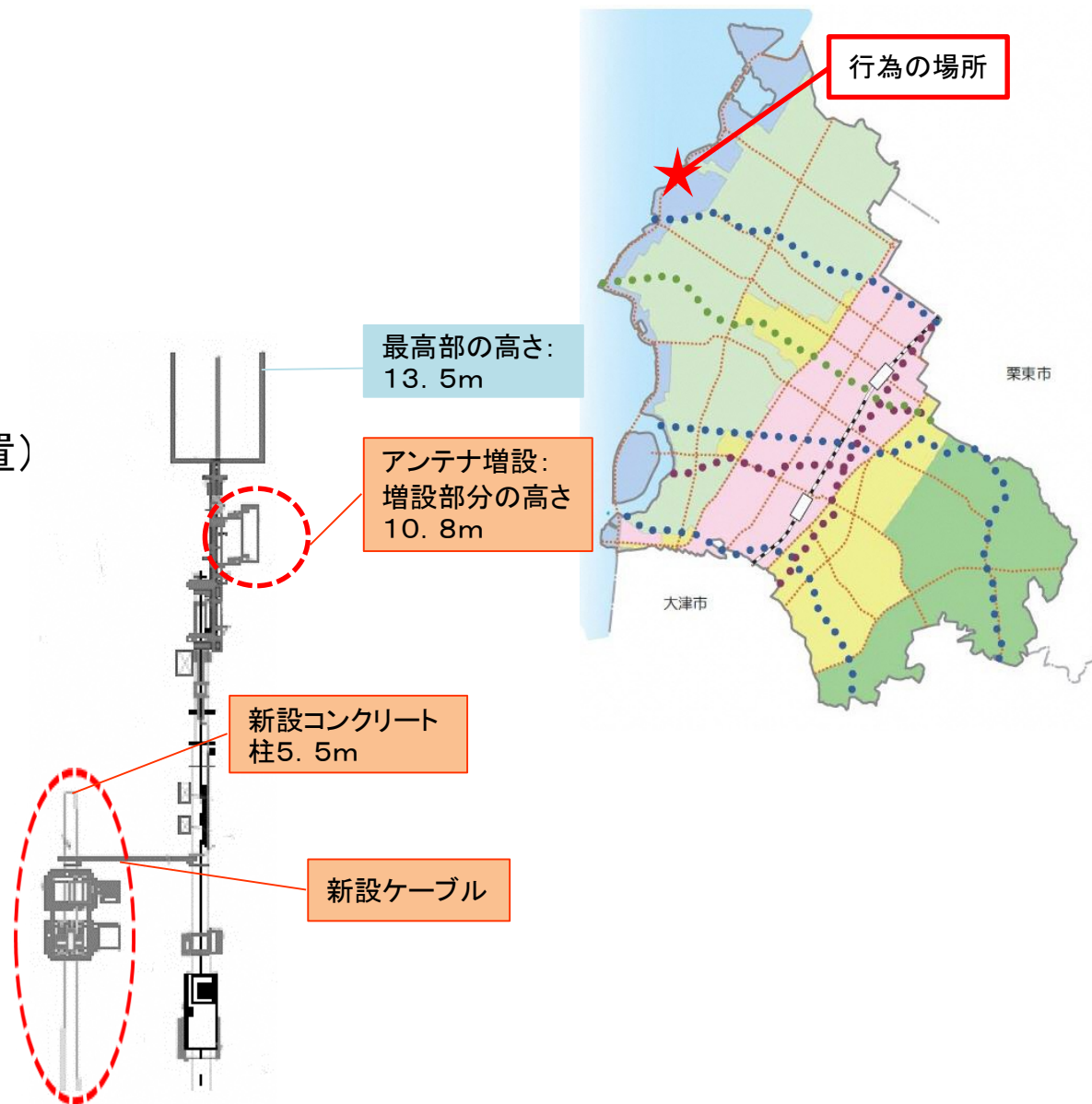
- 1 対象行為の場所
草津市志那町954

琵琶湖岸ゾーン

- 2 対象行為の種類
工作物の増築
(携帯電話用無線基地局の設置)

- 3 対象行為の規模等について
(1) 最後部の高さ 13.5m
(アンテナ増設位置10.8m
新設コンクリート柱5.5m)

- (2) 行為の概要
既設電柱へのアンテナ増設
コンクリート柱の新設



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(6月15日発送⇒回答期限6月29日)
期日内に委員13名からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員13名が会議に出席した
ものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	13	0	0	13

◆議事に関する意見

景観に大きな影響はないと判断します。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。